

コクヨ株式会社
ワークプレイス事業本部

木材合法性証明
デューデリジェンスシステム
マニュアル（家具版V e r 1 . 4）

2023年10月1日

1. はじめに

コクヨグループは、2011年に「木材調達基本方針」を制定し、持続可能な森林資源を原料とすることを明確にしました。コクヨグループは創業時より紙をはじめとした森林由来資源を活用して事業を展開・発展してきました。我々は、地球温暖化の抑制や生物多様性など森林の果たしてきた役割を認識し、資材の調達に関して合法性・透明性・持続可能性に配慮しながら、今後も森林資源との調和ある発展を目指します。

コクヨグループ木材調達基本方針

当社グループは、以下の方針に基づく森林由来資源の調達を推進するとともに、その継続的改善に努めます。

1. 木材貿易における違法伐採・違法取引問題を認識した、より透明性の高い資材の調達
2. 森林資源の持続的利用のための、より適切なサプライチェーンからの資材の調達
3. 地域における森林の社会的な価値・役割の認識に基づく、その維持・保全に配慮した資材の調達

※以上コクヨHPより

<https://www.kokuyo.co.jp/sustainability/esg/environment/biodiversity/>

2. 目的

・本マニュアルは、コクヨ株式会社ワークプレイス事業本部（以下、コクヨWP）が木材・木材製品を調達するに際し、違法に伐採された木材及び前記木材が使用された製品を調達するリスクを最小化することを目的とする。

3. 品質システム・管理

3. 1 担当部署・責任者

本マニュアルに則りデューデリジェンス（DD）を実行する担当部署および管理責任者

担当部署：コクヨWP ものづくり本部 生産統括部 統括グループ（環境チーム）

管理責任者：統括グループ グループリーダー

3. 2 記録管理

- ・DDにおいて生成・入手した記録を残す。
- ・記録は電子データまたは紙媒体による。
- ・記録は最低5年間保持する。
- ・記録文書の例
 - 環境方針同意書
 - 木材サプライチェーンチェックシート
 - 森林認証証書
 - 業界団体による事業者認定書
 - 合法性証明書（出荷証明書、納品書等含む）
 - 分別管理および文書管理の行動規範
 - 定期環境調査表
 - 現地確認チェックシート

3. 3 教育訓練

- ・関連する法律の改正・施行が行なわれた場合、木材調達基本方針に変更があった場合、DDシステムに変更があった場合など、管理責任者の判断により教育訓練を実施する。
- ・コクヨWP従業員、サプライヤーを対象とする。
- ・研修記録はISO規定に則り保管する。

4. 木材調達におけるデューデリジェンス（DD）

本マニュアルにおいて、違法木材調達のリスクを最小化する為のDDについて定める。

4. 1 DDプロセス

DDにおいては、以下のプロセスを踏む。

- (1) 一段階前のサプライヤーから合法性証明書を得る
- (2) 少なくとも三段階前までのサプライヤーに対する情報収集
- (3) リスクアセスメント
- (4) リスク緩和措置

(1)～(4)のプロセスは、年1回実施する。
新製品開発時および木材調達に影響のある仕様変更時において(2)～(4)を実施する。

4. 2 DDの対象範囲

コクヨ総合カタログ [ファニチャー編] 掲載品であって、以下のいずれにも該当するもの
グリーン購入法におけるオフィス家具等の特定調達品目
クリーンウッド法における家具等の対象製品

4. 3 木材・木材製品の合法性証明スキーム

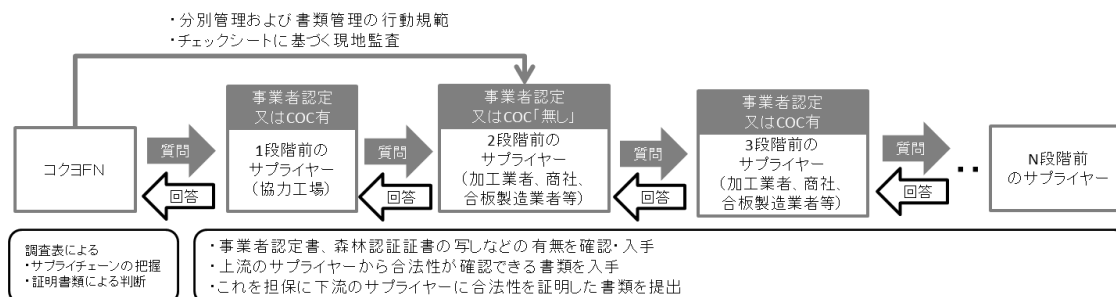
木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月林野庁）で例示される下記3つの証明手法を基にした証明方法、およびこれらを組み合わせた証明方法によりスキームを形成する

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4sikumi02.pdf>

- (1) 森林認証制度及びCOC認証制度を活用した証明方法

- (2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
- (3) 個別企業等の独自の取組による証明方法

木材・木材製品の合法性証明スキームの例

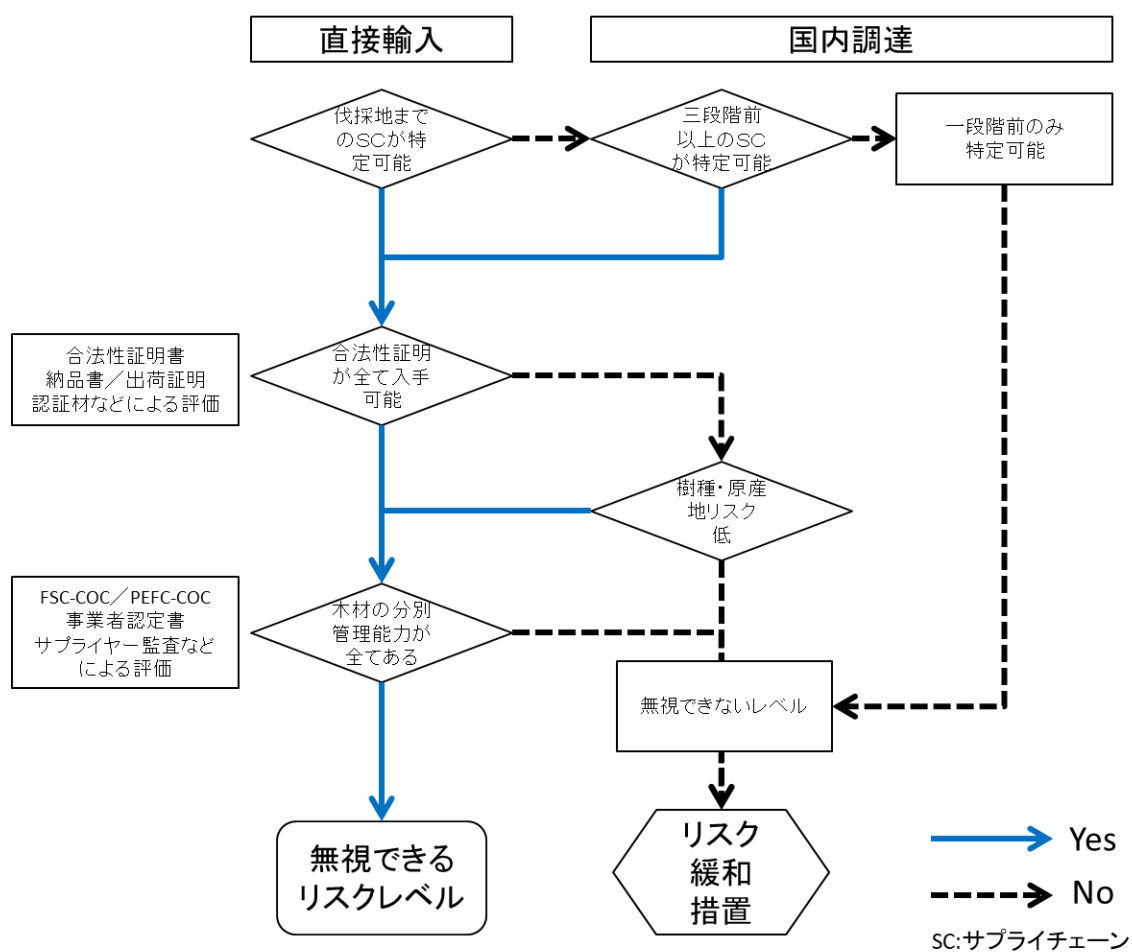


4. 4 DDシステムの維持管理

- ・DDシステムの取組み結果について定期的にホームページ等で公表する
- ・DDシステムの有効性を評価するため、内部監査または第三者による監査を受ける
- ・DDシステムの維持、見直し、改正を年に一度行う

5. リスクアセスメント

サプライチェーンの複雑さ、材料の合法性担保、およびサプライヤーの分別管理能力の項目を中心にリスクアセスメントを行う。



6. リスク緩和措置

リスクアセスメントにより、リスクレベルが無視できないと判断した場合、以下の措置を行う。なお、どの措置を選択するかはリスクの程度や種別、商取引の実情、実現可能性などの要素を総合的に鑑み判断する。

- (1) 追加情報、証明書類の取得の要請
- (2) リスクレベルが無視できる材料・製品、サプライヤーへの変更
- (3) コクヨWPによるサプライヤーの監査
- (4) グリーン購入法における特定調達品目に該当する場合は、「適合外」とする

【関連文書】

- ・ J O I F A グリーン購入法の手引き
- ・ J O I F A 「グリーン購入法」 Q & A
- ・ J O I F A クリーンウッド法の手引き
- ・ 一般社団法人 全国木材組合連合会 合法木材ハンドブック
- ・ 合法木材ナビ <https://www.goho-wood.jp/>
- ・ クリーンウッドナビ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

改正履歴

作成年月日	版	ページ	改訂内容
2019/04/01		—	運用版作成
2019/11/01	1.0	—	公開版 Ver1.0 作成
2020/09/11	1.1	2	コクヨ HP リンク先を修正
2021/10/01	1.2	3,4,7	実運用に則して名称等を変更
2022/10/01	1.3	—	リンク先 URL の見直し、誤記修正等
2023/10/01	1.4	—	部門名の見直し